

委託業務処理要領

第1 委託業務名

令和5年度(2023年度)HOKKAIDO WOOD BUILDING 事例集作成委託業務

第2 業務の目的

都市の木造化の促進に向け、企業や市町村、道民に対し建築物の木造化・木質化の意義や良さ、メリットなどを普及するとともに、建築関係者に対し木造化・木質化に対する意識醸成、知識や技術習得の機会を創出するため、HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録建築物の事例を元に建築物での木材利用の意義などを紹介する冊子を作成する。

第3 業務の内容

1 紹介冊子「HOKKAIDO WOOD BUILDING 2023」(以下、「冊子」という。)の作成

冊子の企画、取材、デザイン、原稿データの作成、編集、構成(委託者と協議しながら実施)、印刷等の冊子作成に係る業務とし、別紙1に基づき業務の処理を行うものとする。

2 完成品の発送等

- (1) 冊子を別紙2の送付先に指定部数ずつ発送する。
- (2) 残数は北海道へ納品する。

第4 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和5年度(2023年度)HOKKAIDO WOOD BUILDING 事例集作成委託業務(以下、「本業務」という。)」に適用する。
- (2) この処理要領に定めのない事項については、契約図書による。

2 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意の上、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、業務の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び北海道の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解した上で、最高の成果を得るよう努めること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏洩がないように、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果品(印刷物、提出された原稿・データなど全て)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- (7) 受託者は成果品に関する著作者人格権を、受託者又は受託者が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (8) 受託者は、委託者に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ受託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (9) 本業務の全部を第三者へ委託(以下、「再委託」という。)してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

- (10) 本業務の実施にあたり、取材先との連絡調整を十分行うこと。
- (11) 本業務に関して生じる問題点は、委託者、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (12) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- (13) 受託者は、委託契約書第 10 条に定めるところにより、委託者から求められた場合は、委託業務の処理状況について報告するものとする。
- (14) 承諾及び協議は原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。

3 業務担当員

委託者は、本業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、受託者に通知する。業務担当員を変更した場合も同様とする。

4 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、契約締結後速やかに委託者へ通知すること。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、本業務を運営・管理する上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (3) 業務処理責任者は、委託者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

第 5 委託業務の処理方法

1 提出書類等

- (1) 受託者は、委託契約書第 4 条に定めるところにより、委託契約締結後、速やかに、別紙 3 に定める「業務着手時に提出する書類」を添付し、委託者へ提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託契約書第 11 条第 1 項に定めるところにより、委託業務完了後、速やかに委託業務完了届に別紙 3 に定める「業務完了時に提出する書類」を添付し、委託者へ提出するものとする。

2 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。また、随時、簡易な連絡事項や進捗状況を電話やメールでやり取りし、相互に調整するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務担当員と業務処理責任者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

3 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、直ちに委託者へ報告すること。また、被災者がいる場合には適切、迅速に誠意をもって対応すること。

第 6 成果品

- (1) 冊子 作成部数 2,000 部
- (2) 記録媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 部
(冊子の原稿データ、取材の記録 (取材先等でのメモ、インタビュー音声、撮影や使用した画像等))

第 7 その他

委託業務処理要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

冊子の作成

1 冊子の規格等

- (1) 用紙：表紙まわりはマットコート 180kg、本文はマットコート 110kg とする。
 なお、業務担当員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 寸法：A4版とする。
- (3) 印刷配色：刷色はフルカラーとする。
- (4) デザイン：HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022 を踏襲する。
- (5) ページ数：68 ページを標準とする。
 なお、業務担当員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 製本：無線綴じとする。

2 冊子の内容

HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録建築物の事例を元に建築物での木材利用の意義などを紹介する内容とする。

なお、冊子の名称については、発注者と協議し決定するものとする。

3 冊子の構成

- (1) 冊子は、建築事例の取材によるインタビューや建築物外観、内装、使用状況などを撮影した写真、委託者が提供したデータ等を用いて次のとおりの構成を標準とする。なお、受託者は、業務担当員と協議を行った上で、令和6年(2024年)1月15日(月)までに紙面構成(案)を業務担当員に提出することとする。ただし、業務担当員の承諾を得た場合は、この限りではない。

項目	内容等	標準ページ数
表紙		1
冊子、目的の説明等	・都市の木造化に関する説明 ・目次 等	2
HOKKAIDO WOOD の説明		2
HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度の説明	・登録一覧を記載	2
HWB 登録建築物の紹介	・別紙4記載の29件 (ローソン10件については1物件として扱う)	48 (1物件2~4ページ)
その他	・建築材生産企業一覧表 ・道産樹種の紹介 ・北海道の取組 等	12
裏表紙		1

(2) 取り組み事例における記載事項

次の事項の記載を標準とする。なお、業務担当員の承諾を得た場合は、この限りではない。

- ①建物概要
- ②施設概要紹介
- ③施主や設計者、施設利用者へのインタビュー
 (設計思想、木造化・木質化の動機、木質化・木造化のメリット・デメリット、木造化・木質化への課題・問題点・対応策、苦労話、利用した感想など)

3 校正

原稿の校正は3回までとし、印刷原稿は令和6年(2024年)2月29日(木)までに完成すること。

4 取材

建築事例等の取材に当たっては、業務担当員に連絡の上、取材先と連絡調整を行うこととする。

5 提出物

(1) 冊子部数の確認等

印刷部数確認は委託者の指定する場所で行うものとし、確認後、別紙2に基づき関係機関等に送付するものとする。

(2) 取材の記録

取材先等でのメモ、インタビュー音声、撮影した画像データ等は、記録媒体（DVD-R）により、委託者へ提出するものとする。

冊子送付先

名 称 等	箇所数	数量等
○ 掲載施設（登録申請者）	29	各 3 部
○ 道内各市町村	179	各 5 部
○ 北海道建築士事務所協会	札幌本部 1 その他支部 19	札幌本部 20 部 その他支部各 10 部
○ 地方独立行政法人 北海道総合研究機構森林研究本部 林産試験場、林業試験場	2	各 5 部
○ 各（総合）振興局産業振興部林務課	14	各 10 部
○ 各（総合）振興局森林室	29	各 3 部

※業務担当員の承諾を得た場合はこの限りではない。

業務の着手及び完了に伴う提出書類一覧

1 業務着手時に提出する書類

名称等	必要部数
業務処理計画書（別記第1号様式）	1部
業務処理責任者選定通知書（別記第2号様式）	1部
その他（業務担当員の指示のあったもの）	指示による

2 業務完了時に提出する書類

名称等	必要部数
業務実績報告書（別記第3号様式）	1部
委託業務協議簿（別記第4号様式）	1式
取材状況等の写真（各取材先1枚以上）	1式
その他（業務担当員の指示のあったもの）	指示による

HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録建築物一覧

番号	施設名	所在市町村	今回掲載	備考
1	ザロイヤルパークキャンパス 札幌大通公園	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
2	(株) イトイグループホールディングス CLT社屋	士別市		道産木材2021 (6 ページ分)
3	美深町立仁宇布小中学校	美深町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
4	厚浜木材加工場	厚岸町		道産木材2021 (2 ページ分)
5	認定こども園日本赤十字社 釧路さかえ保育園	釧路市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
6	箱館醸蔵有限公司	七飯町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
7	北海道森林組合連合会	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
8	林業会館	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
9	占冠保育所	占冠村		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
10	W&BYAMAHANA O 1	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
11	新十津川町役場庁舎	新十津川町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
12	KINOTOYA FARM	札幌市		道産木材2020 (4 ページ分)
13	楽水山	倶知安町		道産木材2021 (6 ページ分)
14	mother's +	白老町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
15	竹中工務店北海道支店	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
16	竹中工務店 北海道地区FMセンター	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
17	株式会社F・K社屋	北見市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
18	アミキットベースショールーム棟 テナントオフィス棟	北見市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
19	十勝大雪森林組合事務所	音更町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
20	浦河フレンド森のようちえん	浦河町		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022

番号	施設名	所在市町村	今回掲載	備考
2 1	Hokkaido CLT Pavilion	旭川市		道産木材2020 (4 ページ分)
2 2	EAA OFFICE	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
2 3	北海道立北の森づくり専門学院	旭川市		道産木材2021 (4 ページ分)
2 4	北海道庁玄関ホール木質化工事	札幌市		木質化アンケート 調査で掲載
2 5	ローソン札幌新発寒1条店	札幌市		HOKKAIDO WOOD BUILDING 2022
2 6	西十勝森林組合 事務所・研修室	新得町	○	
2 7	訓子府消防庁舎	訓子府町	○	
2 8	コープさっぽろそうえん店2F 無印良品	札幌市	○	
2 9	ローソン函館梁川公園通店	函館市	○	
3 0	ローソン室蘭中島町二丁目店	室蘭市	○	
3 1	山田総合設計株式会社事務所	函館市	○	
3 2	イオル文化交流センター	平取町	○	
3 3	THE LODGE	北広島市	○	
3 4	BALLPARK TAKIBI TERRACE ALLPAR	北広島市	○	
3 5	VILLA BRAMARE	北広島市	○	
3 6	津別町役場庁舎	津別町	○	
3 7	ローソン函館新道店	函館市	○	
3 8	株式会社ハルキ 事務所棟	森町	○	
3 9	枝幸町認定こども園	枝幸町	○	
4 0	下川町森林組合	下川町	○	
4 1	ローソン旭川4条西一丁目店	旭川市	○	
4 2	コープさっぽろきたひろしま店 2F 無印良品	北広島市	○	
4 3	ローソン北見三住町店	北見市	○	
4 4	無印良品コープさっぽろ しずない	新ひだか町	○	
4 5	ローソン稚内栄五丁目店	稚内市	○	
4 6	ローソン稚内こまどり五丁目店	稚内市	○	
4 7	山郷 春 Villa -SHUN-	小樽市	○	
4 8	山郷 香 Villa -KAORU-	小樽市	○	
4 9	ローソン札幌平岡杜のみち店	札幌市	○	
5 0	当麻郵便局	当麻町	○	
5 1	道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設	南富良野町	○	
5 2	道東あさひ農業協同組合 根室支所	根室市	○	
5 3	ローソン函館湯の川温泉店	函館市	○	
5 4	ローソンD-LIFEPLACE札幌店	札幌市	○	

業務処理計画書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者 氏名

業務名 令和5年度(2023年度)HOKKAIDO WOOD BUILDING 事例集作成委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について次のとおり実施します。

記

1 業務スケジュール

業務内容	11月	12月	1月	2月	3月

※必要に応じて項目を修正すること。

2 業務処理体制

担 当 業 務	職 名	氏 名

3 冊子の構成計画

項 目	内 容	備 考

※項目ごとに、「内容」欄に紙面構成及び関係者等へのインタビュー項目等を記載する。
なお、別紙等により、冊子のレイアウト等を示す場合には、構成計画は不要とする。

業務処理責任者等選定（変更）通知書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和5年度(2023年度)HOKKAIDO WOOD BUILDING事例集作成委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者を次のとおり
選定（変更）しましたので通知します。

職	氏 名	備 考

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和5年度(2023年度)HOKKAIDO WOOD BUILDING 事例集作成委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

1 業務完了年月日 令和 年 月 日

2 成果品

3 その他

委託業務により生じた著作権等一切の権利を引き渡します。

委託業務協議簿

業務名	
受託者	
協議日時	令和 年 月 日 : ~ :
協議者	
協議内容	<p style="text-align: center;">記録者</p>
備考	